

福祉・介護職員処遇改善加算算定に基づく情報公開（見える化要件）

令和8年4月1日

当法人では、福祉・介護職員処遇改善加算を取得しています。

～福祉・介護職員処遇改善加算とは～

福祉・介護職員処遇改善加算は、障害者総合支援制度において、福祉・介護職員の処遇改善を目的として導入された制度です。具体的には、福祉・介護サービスの質の向上や福祉の充実を図るための取り組みの一環として、障害福祉サービス事業所に対して行われる財政的な支援です。福祉・介護職員の賃金水準の向上や労働環境の改善を図り、福祉・介護職員の離職率の低減や質の高いサービスの提供を促進することを目的とされています。加算の具体的な運用は、障害者総合支援法に基づく厚生労働省の施行基準に基づいていますが、事業の運営状況や福祉・介護職員の資格・経験に応じて異なる条件が設けられています。

加算算定にあたり、【処遇改善加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること】という要件を満たしている必要があります。

要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

① 当法人の加算の取得状況につきましては以下のサービスにより公表しております

介護サービス情報公表システム

[介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」](#)

②処遇改善に関する具体的な取り組み内容（賃金以外）

【入職促進に向けた取組】

- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- 働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
- エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上肢等からの積極的な声掛け等に取り組んでいる。
- 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる

【腰痛を含む心身の健康管理】

- 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上のための業務改善の取組】

- 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- 業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入

【やりがい・働きがいの醸成】

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供